

8 試験と成績評価について

8-1 試験の種類

試験には、定期試験、追試験、再試験があります。

定期試験 定期試験は、原則として前期・7月、後期・1月の最終授業日に実施されます。ただし、担当教員が必要と認めたときは、隨時に試験が実施され、この試験をもって定期試験に代えることがあります。定期試験のための試験時間割は特に組まず、担当教員の判断のもとに行われます。

追試験 病気や災害、交通機関の遅延、忌引などの正当な理由により、定期試験（同時に実施される試験を含む）を受けられなかった者は、当該試験日を含む3日以内（ただし事務局非業務日を含めない）に教務課に連絡し指示を受けてください。あわせて、定期試験終了後1週間以内に、その理由を証明する書類を添えた追試験受験願を教務課に提出し、担当教員の許可があった場合に、追試験を受けることができます。追試験の受験にあたっては、受験料（1科目2,000円）が必要です。欠席理由とそれを証明するための提出書類は次のとおりです。

欠席理由	提出書類
病気	医師の診断書または学校感染症に該当する場合、学校感染症治癒証明書
交通機関の遅延	当該交通機関の発行する遅延証明書
交通事故	事故証明書
親族の死亡・危篤	保護者や保証人の証明書またはこれに準ずるもの
就職試験	受験票の写しまたは受験先証明書
天災その他の災害	罹災証明書
その他止むを得ない理由	理由書

再試験 修了学年修了時に修了要件単位を満たさなかった者のうち、下記の全ての条件を満たした場合、特別に再試験の受験が認められます。（「再試験受験申請書」の提出が必要）

- ・特別研究が合格していること
- ・修了要件に不足している単位数が1科目分であること
- ・再試験対象科目の担当教員が、再試験の受験を認めていること

なお、再試験対象科目は本学開講科目で当該学期及び前学期に履修登録した科目のうち1科目に限ることとします。再試験の受験にあたっては、受験料（2,000円）が必要です。

受験資格

(1) 学費を納入していること。

(2) 履修登録をしていて、授業ごとに決められた出席等要件を満たしていること。

※なお、出席不良や学習意欲に欠けるなどの理由で、担当教員が受験を認めない場合があります。

受験上の注意

- (1) 試験を受ける際は、学生証を机の上に提示してください。
- (2) 試験において不正行為を行うと、大学院学則第40条に基づいて懲戒処分を受けるとともに、履修上の処罰も課せられます。
- (3) その他、試験場では、試験監督者の指示に従ってください。

不正行為

- (1) 不正行為について

下記のいずれかに該当する行為は不正行為とみなします。

① レポートや作品提出の場合

- ・他人の作成した文書やレポート、他人が作成した作品等を自ら作成したものとして提出すること。（例：他人のデータをそのままコピーして提出すること、インターネット上の画像や文章など、引用を明示せずにそのまま利用すること等。）

② 定期試験、追試験、再試験の場合

- ・予め用意した模範回答（カンニングペーパー）や他人の答案などを見ること及び他の学生に自分の答案をみせること。
- ・本人以外の者が、代わって受験すること。
- ・許可のないものを使用すること。
- ・私語を交わすこと及び試験中に物の貸し借りをすること。
- ・監督者の指示及び注意に従わない行為をすること。

- (2) 不正行為に対する処分

不正行為が確認された場合には、当該科目も含めその学期に履修したすべての科目を原則不合格とします。

あわせて、不正行為は大学院学則第40条に基づいて懲戒処分の対象となります。

8-2 成績評価

成績の評価は、担当教員の授業方針、評価方法によって異なりますが、試験、レポート・作品提出、授業出席の状況、その他に基づいて行われます。

シラバスに、個々の授業科目について「学生に対する成績評価基準」として、その詳細が記載されています。

成績評価	判定	評価	評点	評価基準
合格	A		100点～80点	授業の達成目標を十分に達成した
	B		79点～70点	授業の達成目標を概ね達成した
	C		69点～60点	授業の達成目標を最低限達成した
不合格	D		59点以下	授業の達成目標を達成できなかった

A・B・Cの評価を得た者を合格とし、単位を授与します。

成績通知 成績の通知は、前期は9月上旬に、後期は2月下旬に成績通知表を交付することにより行います。またパレットにおいても成績を確認することができます。

8-3 成績評価に対する異議申立て

シラバス等により学生に周知している達成目標及び成績評価の方法に照らして明らかに成績が誤りであると思う場合は、教務部長に対し異議を申立てることができます。

次の要領で手続きを行ってください。

手続き方法等

- (1) 異議申立期間は、当該科目の成績開示日から3日以内（日曜日、土曜日及び祝祭日は含めない）です。
- (2) 「成績評価についての異議申立書」は教務課にて配付します。所要事項を記入し、添付書類とともに期限内に教務課へ提出してください。担当教員への直接の異議申立ては認めません。
※添付書類に、異議申立内容の根拠について示されていないものは受け付けできません。
- (3) 異議申立書を受理した日から原則として2週間以内に、当該異議申立の結果を文書で回答します。
- (4) 成績評価に対する異議申立て期間等に関する詳細については、各学期の試験・補講期間前にパレットに掲示します。

8-4 授業評価アンケート

履修している授業について、授業の理解度や興味・関心、また、授業の改善点、要望などを学生の目線にて率直に把握するために、各学期末に科目ごとに授業評価アンケートを実施しています。

学生のみなさんの声が、よりよい授業運営につながりますので、必ず回答してください。

回答はパレットの「授業評価アンケート」にて、行ってください。

(その他、科目により回答方法が異なる場合は別途連絡します)